



第2期広島県国民健康保険 運営方針素案の概要(第3部分)

令和6年2月6日

広島県国民健康保険課

保険料水準の統一に係る基本的な考え方

- ・ 被保険者の負担の公平性の確保と負担の見える化を図る。
- ・ 同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料になる「保険料水準の完全統一」の実現を、第3期運営方針期間中(令和12～17年度)に目指すこととし、第2期運営方針期間中に完全統一の実現に向けた課題の検討を行う。
- ・ なお、令和8年度に実施する予定の中間見直しにおける評価を踏まえ、必要に応じて目標年度の見直しを行う。
- ・ 令和6年度から完全統一までの期間については、各市町における保険料(税)率の調整期間とする。

[算定の考え方]

- ・ 事業費納付金の算定:統一保険料率を基本として、医療費水準の市町間格差を反映せずに算定
- ・ 標準保険料率の算定:収納率の市町間格差を反映した準統一の保険料率を算定

第3 事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法並びにその水準の平準化に関する事項

2 本県の算定ルールの一覧表

| 区分 | 事業費納付金 | 市町村標準保険料率 |
|------------------|--|-------------------|
| 算定方式 | 3方式 (所得割、均等割、平等割) | 同左 |
| 医療費水準の反映 | 医療費指数反映係数 α (注1) = 0 | 同左 |
| 所得水準の反映 | 国の示す所得係数 β を適用 | 同左 |
| 応能割と応益割の比率 | 県全体で β (注2) : 1 | - |
| 均等割と平等割の 賦課割合 | 県全体で70:30 | - |
| 賦課限度額 | 政令基準どおり (医療分、後期高齢者支援金分、 介護納付金分ごとに規定) | 同左 |
| 標準的な収納率 | - | 市町ごとの実収納率 3年平均 |

(注1) 医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数($0 \leq \alpha \leq 1$)。

(注2) 所得(応能)のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数。



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>